京	都	大	学	学	位	規	程	新	旧	対	照	表
	改		正		前		改		正		後	
(前	略)											
第9条	修士、	博士、	修士(専	呼職)	又は法務博士	第	9条 (同	左)				
(専	門職) の	)学位授	与の議決	は、当	該教授会又は	ţ						
研究	科会議を	- 構成す	る教授の	3分の	2以上が出席	舌						
して	、その3	3分の2	以上が賛	成しな	ければならな	2						
い。												
						2	前項の規	定にかれ	かわらず、	前項の	学位授与	の議
							決には、当	該研究	科の定め	るところ	らにより、	准教
							授を加える	ことが	できる。、	この場合	における	学位
							授与の議決	は、前	項の教授	及び当該	を准教授の	3分
							の2以上が	出席し	て、その	3分の2	以上が賛	成し
							なければな	らない。	<u> </u>			
(後	略)											
							附則					
							この規程は	、平成	19年4月	1 日か	ら施行す	る。